

出席停止になる感染症の種類及び登園の基準等について

感染症別の登園基準・登園の目安を明記しております。お子さんが感染症に罹患した際は、下表を確認しながら「感染症に関する受診報告書」に主治医の指示内容を保護者が記入し、園に提出していただきます。

※感染症に関する受診報告書は必要に応じて園に申し出てください。また、各園のホームページからダウンロードできます。

《出席停止になる感染症の種類及び登校の基準》

分類	主な感染症の種類	登園のめやす
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘ほう、南米出血熱、ペスト等	治癒するまで ※退院後、主治医から登園日について指示を受けてください。
第二種	インフルエンザ（様疾患）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで 【表①】を参照
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消失した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること 【表②】を参照
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	主治医が登園して差し支えないと認めたとき ※主治医から登園日について指示を受けてください。

第三種	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157,O-26,O111 等) 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎 <u>その他の感染症</u> ※	主治医が登園して差し支えないと認めたとき ※主治医から登園日について指示を受けてください。
-----	---	--

※ 第三種の「その他の感染症」における登園の目安

感染症の種類や地域、園における感染症の発生・流行の態様等を考慮したうえで、園医の意見を聞き、園が出席停止を判断します。受診後は必ず園へ連絡してください。

「その他の感染症」の主な疾病	登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しんのみで、全身状態が良いこと
感染性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	下痢・嘔吐等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発疹、アデノウイルス感染症	解熱し普段と変わらず全身状態が良いこと

【表①】園におけるインフルエンザ出席停止期間早見表

	症状	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目	発症 8日目
例 1	発症後 1日後 に解熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	発症後 5日目	登園 可能		
		出席停止								
例 2	発症後 2日後 に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園 可能		
		出席停止								
例 3	発症後 3日後 に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園 可能	
		出席停止								
例 4	発症後 4日後 に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園 可能
		出席停止								

○発症日とは、医療機関を受診した日ではなく、インフルエンザの症状（発熱など）が始まった日です。
解熱とは、体温が平常時の体温に戻ることです。

○園においては、インフルエンザ出席停止期間が「**発症後5日を経過**」し、かつ、「**解熱した後3日**」となっています（学校保健安全法施行規則第19条）。なお、発症当日は0日目となります。**最短でも、「発症後5日」を経過するまでは、出席停止**となります。

【表②】学校における新型コロナウイルス出席停止期間早見表

	症状	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目	発症 8日目
例 1	発症後 1日後 に軽快	発熱	軽快	軽快後 1日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登園 可能		
		出席停止								
例 2	発症後 2日後 に軽快	発熱	発熱	軽快	軽快後 1日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登園 可能		
		出席停止								
例 3	発症後 3日後 に軽快	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快後 1日目	発症後 5日目	登園 可能		
		出席停止								
例 4	発症後 4日後 に軽快	発熱	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快後 1日目	登園 可能		
		出席停止								

○発症日とは、医療機関を受診した日ではなく、新型コロナウイルス感染症の症状（発熱など）が始まった日です。「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

○園においては、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間が「**発症後5日を経過**」し、かつ、「**症状が軽快後1日を経過するまで**」となっています。（学校保健安全法施行規則第19条）。なお、発症日当日は0日目となります。**最短でも、「発症後5日」を経過するまでは出席停止**となります。